指定管理者制度の概要及び
本市における最近の取り組み状況について

2026年10月26日
2026年度第1回浜松市官民連携地域プラットフォーム

浜松市財務部アセットマネジメント推進課

浜松市

１．本市における指定管理者制度の概要

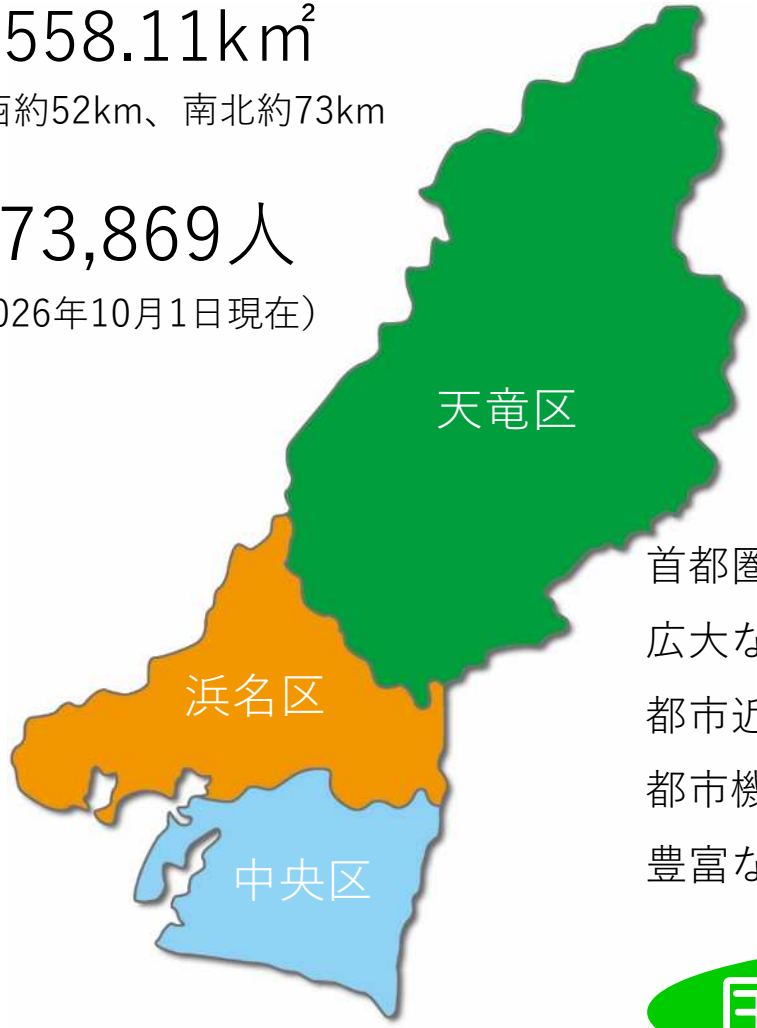
（1）本市の位置・概況

面積 1,558.11k㎡

東西約52km、南北約73km

人口 773,869人

（2026年10月1日現在）





首都圏と関西圏のほぼ中間に位置

広大な森林資源を擁する**中山間地域**

都市近郊型農業が盛んな**平野部**

都市機能や先端技術産業が集積する**都市部**

豊富な水産資源に恵まれた**沿岸部**

国土縮図型都市

（２）指定管理者制度とは

➢ 地方自治法改正による指定管理者制度の導入

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）により制度化

改正前：管理委託制度

公の施設は、公共の利益のために、住民に対して平等にサービスを提供する必要があることから、公の施設の管理主体は出資法人、公共団体、公共的団体に限定

改正後：指定管理者制度

公の施設の管理主体は法人その他の団体であれば特段の制限は設けない

➢ 指定管理者制度の目的

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ住民のサービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的とするもの

① 民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上
② 施設管理における費用対効果の向上（経費削減）
③ 管理主体の選定手続きの透明化

（３）浜松市における指定管理者制度導入の経緯

➢2004年（平成16年）8月

- 「浜松市の公の施設における指定管理者制度の実施に関する基本指針」を制定、導入準備

➢2006年（平成18年）4月

- 指定管理者制度を本格導入（130施設）

➢ 2008年（平成20年）4月

- 「浜松市指定管理者制度の実施に関する基本指針」を制定
 旧基本指針を廃止し、公の施設における指定管理者制度導入の基準や、選定時の公募原則化の明確化など見直し

➢2008年（平成20年）9月

- 「浜松市指定管理者による公の施設の管理に関する条例」を制定
 基本指針制定にあわせて指定の手続など指定管理者制度導入施設に共通する事項を整理

（４）現在の指定管理者制度導入状況

導入施設数、公募・非公募の年度別状況（各年4月1日時点）

区分	2022	2023	2024	2025	2026
1 制度対象施設	495	507	506	502	502
2 導入施設	261	259	258	253	252
(1)公募	253	252	243	231	237
(2)非公募	8	7	15	22	15
公募率	96.9%	97.3%	94.2%	91.3%	94.0%
3 非導入施設	234	248	248	249	250

（４）現在の指定管理者制度導入状況

年度ごとの公募施設の応募者数（募集単位ごと）

公募年度	3者以上	2者	1者(a)	合計(b)	1者応募率(a/b)
2005	18	13	23	54	42.6%
2006	7	2	3	12	25.0%
2007	3	1	2	6	33.3%
2008	3	19	34	56	60.7%
2009	8	5	4	17	23.5%
2010	7	1	8	16	50.0%
2011	8	8	8	24	33.3%
2012	4	2	1	7	14.3%
2013	13	14	20	47	42.6%
2014	12	6	5	23	21.7%
2015	6	3	8	17	47.1%

公募年度	3者以上	2者	1者(a)	合計(b)	1者応募率(a/b)
2016	3	4	7	14	50.0%
2017	3	5	1	9	11.1%
2018	2	7	17	26	65.4%
2019	2	8	14	24	58.3%
2020	1	5	8	14	57.1%
2021	0	5	9	14	64.3%
2022	1	0	15	16	93.8%
2023	0	1	21	22	95.5%
2024	0	4	15	19	78.9%
2025	1	2	16	19	84.2%

（４）現在の指定管理者制度導入状況

導入施設252施設の内訳

分類	施設数	主な施設
スポーツ・レクリエーション施設	41	浜松アリーナ、花川運動公園、浜北総合体育館、細江総合体育センター
文化施設	20	アクトシティ浜松、楽器博物館、浜北文化センター、秋野不矩美術館
社会教育施設	25	浜松科学館、城北図書館、青少年の家、かわな野外活動センター
福祉・医療施設	22	子育て情報センター、浜松医療センター
公園施設	25	浜松城公園、佐鳴湖公園、フラワーパーク、フルーツパーク
駐車場施設	6	市営駐車場、観光バス公共駐車場
観光施設	5	渚園、浜松まつり会館、国民宿舎奥浜名湖
その他	108	市営住宅、墓地、斎場

（４）現在の指定管理者制度導入状況

利用料金制の導入状況	
施設数	252
利用料金制導入施設数	100
導入率	39.6%

指定期間別の内訳

指定期間	施設数	割合	主な施設
１年以下	2施設	0.8%	浜松アリーナ　浜北障害者生活介護施設光の園
２年	3施設	1.2%	東図書館、ギャラリーモール、新川モール
３年	18施設	7.1%	市民音楽ホール、浜松まつり会館、武道館、 浜北文化センター、市営駐車場等
４年	1施設	0.4%	積志図書館
５年	222施設	88.1%	文化施設、スポーツ施設、公園、斎場、市営住宅等
10年以上	6施設	2.4%	浜松科学館、ＴｏＢｉＯ、浜松斎場、雄踏斎場等

（５）指定管理者の募集について

- **募集期間**　・・・４５日以上
- **指定管理料**　・・・上限額（税込）を示したうえで募集

【例】令和〇年度　１００，０００，０００円
：
令和〇年度　１００，０００，０００円
合計　５００，０００，０００円

- **説明会の開催**・・・公募開始から１０日程度で開催

※説明会への出席が応募要件となるわけではありません

- **共同事業体での申請も可能**

（５）指定管理者の募集について

スケジュール	内容
６月中旬	予算（指定管理料上限額）の議決
６月中下旬	募集要項配布
６月下旬～7月上旬	応募者説明会
７月上旬	質問・照会の受付期限
７月中旬	質問・照会に対する回答
８月中旬	申請書類の提出期限
８月中下旬	応募者によるプレゼンテーション、選定会議の開催
９月上中旬	選定結果通知
１０月	仮協定書締結
１２月	市議会による指定管理者の指定の議決
１月	基本協定書締結

※翌年４月から期間を開始する場合の標準的な日程

（５）指定管理者の募集について

次期指定期間における指定管理料上限額について

本市では、原則、次年度に指定期間が開始となる指定管理者制度導入施設の、次期指定期間の指定管理料上限額は、市議会5月定例会において、補正予算案（債務負担行為※補正）を上程。

※債務負担行為とは

自治体の予算は単一年度で完結するのが原則だが、1つの事業や事務が単年度で終了せずに後の年度においても「負担＝支出」をしなければならない場合には、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めること。

令和8年度浜松市一般会計補正予算案（5月補正）

《浜松市公式ホームページ》
ホーム＞市政＞予算・財政
＞予算・決算＞当初予算・補正予算
＞補正予算の概要
＞令和8年度5月補正予算案



（５）指定管理者の募集について

指定管理者の公募開始時期について

5月市議会定例会で次期指定期間にかかる予算案（債務負担行為）の議決後、順次公募手続を開始

募集要項等掲載箇所

《浜松市公式ホームページ》
ホーム＞創業・産業・ビジネス＞指定管理者制度
＞公の施設における指定管理者制度について



２．本市における最近の取り組み状況について

（1）これまでの経緯

【2025年度に指定管理者制度による施設運営の検証を実施】

財政効果、市民サービス向上、休館による市民サービスの影響などの観点から検証し、制度による施設運営の効果と弊害を整理した

【検証結果まとめ】

＜効果＞

✓制度による一定の財政効果は認められる
✓制度により市民サービス向上が認められる

＜弊害＞

✓予期せぬ休館によるサービス中断のリスクがある
（公募時不調、指定期間中の倒産）

（1）これまでの経緯

【今後の方向性について】

① 応募者の確保に向けて電気料金等の物価上昇支援や賃金スライド制度の導入などを実施した結果、応募状況に改善傾向が見られたことから、これらの事業者リスク軽減策を継続

② 検証結果として、指定管理者制度の効果が認められるため、運用手法の採用方針を抜本的に見直す必要はないと判断

③ 予期せぬ休館のリスクへの対応として、市民への影響が高い施設は、直営化※を含め事業継続を担保した運営手法を検討
※「直営化」は、職員のみによる運営と一部業務委託による運営を含む

④ 制度運用の効果を高めるための収益改善策を導入

（2）最近の取り組み　－①事業者リスクの軽減策－

【事業者リスクの軽減策】

1．電気料等精算規定の導入

2．賃金スライド制度の導入

1．電気料等精算規定の導入

【電気料等精算規定の概要】

- ✓ 2024年度（令和6年度）選定施設から順次、本精算措置を導入（現協定期間中の施設は次期指定期間から導入）
- ✓ 日銀統計の物価指数を用い、物価指数の基準値から各年度の物価指数が20％を超えて増減した場合、各年度の電気料等の実績額から20％超増減した額を算出してその分の精算を行う
- ✓ 精算対象とする光熱費は電気料・ガス料・重油費・灯油費
 ※精算対象ごとに協定単位で100千円未満の実績額は精算対象としない

指定期間中の光熱費の変動に対する事業者リスクの軽減

浜松市

２．賃金スライド制度の導入

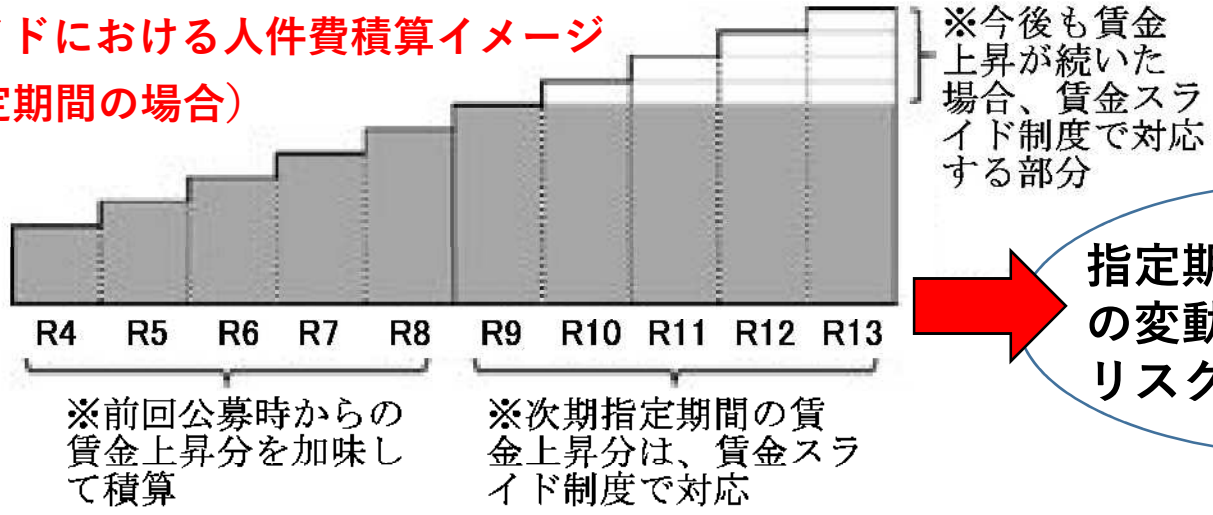
【背景・目的】

✓ 近年、静岡県の最低賃金は毎年大幅に上昇しており、人件費の高騰が指定管理者の経営リスクにつながる恐れから指定管理者の健全経営を通じた施設の適切な管理等を目的として導入した

【本市の賃金スライド制度の概要】

指定期間２年目以降の指定管理者の人件費について、雇用形態別の賃金水準をはかる指標を基に算出した変動率を用いて、年度ごとの見直し額を算出し、一定以上の変動が見られた場合、翌年度にそれに対応した増減を行う

賃金スライドにおける人件費積算イメージ
（R9～指定期間の場合）



指定期間中の賃金水準の変動に対する事業者リスクの軽減

浜松市

（２）最近の取り組み　－②③予期せぬ休館リスク対応－

【予期せぬ休館によるサービス中断リスクへの対応】

リスクに対応するため、指定管理者制度導入施設の「休館影響評価」を実施し、各施設の休館影響度を把握したうえで影響の大きい施設については事業継続を担保した運営手法を検討していく

①本市の制度導入施設の休館影響評価を今年度から実施

施設休館影響評価の視点として、
1. 休館に伴う代替施設の多寡
2. 休館に伴う市民サービス中断の許容性

の２点を各施設所管課で評価

②評価の結果、休館影響の大きい施設は、休館すると市民に多大な影響を与える施設となるため、直営化を含め、事業継続を担保した運営手法を検討していく

（２）最近の取り組み　－④提案型本業務制度の開始－

【目的】

- ✓ 指定管理者募集時に民間事業者からの自由な提案を求める性能発注的な仕様書の記載により、民間事業者のノウハウや創意工夫を生かした事業を実施し、指定管理施設における利用者サービスの向上を目指す
- ✓ 収益が発生する事業についても、条件の範囲内であれば採用できるものとし、指定管理者が稼ぐことができる仕組みとすることにより、施設運営意欲の促進を図る

【制度概要】

- ✓ 指定管理者募集時に市が施設に求める性能概要を仕様書として示し、提案者から具体的な企画事業の提案を募る
- ✓ 提案が採用された場合、指定管理者は、仕様書に掲げた本業務として実施する
- ✓ この場合、自主事業ではないので行政財産使用許可は不要（＝行政財産使用料は不要）とする
- ✓ 提案型本業務における収益は、原則指定管理者の利益とすることが出来る

（２）最近の取り組み　－④提案型本業務制度の開始－

【今年度公募における提案型本業務の一例】



・「施設エントランス等、施設本来の利用目的を妨げない場所において、市民の文化的教養の向上に資するための取り組み等」の提案

⇒【浜松市民音楽ホール】

・「(1) 供用空間の有効活用や研修棟の諸室などの機能変更による利用者の利便性向上」の提案

・「(2) 平日における駐車場の利活用、大会やイベント開催時の駐車場不足に資する方策」の提案

⇒【浜松アリーナ】



・「駐車場内外において、駐車場の適正な利用の誘導と、マナー啓発活動等の取り組み」の提案

⇒【自転車等駐車場（浜松駅西第一自転車駐車場ほか14施設）】

－過去の募集要項等は浜松市HPで公開中－

浜松市

（２）最近の取り組み　－④提案型本業務制度の開始－

【他都市での類似事例】

北九州市 「トライアル事業制度」の実施

→ 指定管理者が新しい自主事業を実施検討する際、集客性や採算性等を確認するための暫定的な施設利用（トライアル）を可能とするもの
→ トライアル事業として市に承認されたものは１ヵ月間目的外使用料を含む施設使用料を全額免除することが出来る

岐阜市 「指定管理者制度事務取扱要領」に性能発注を記載

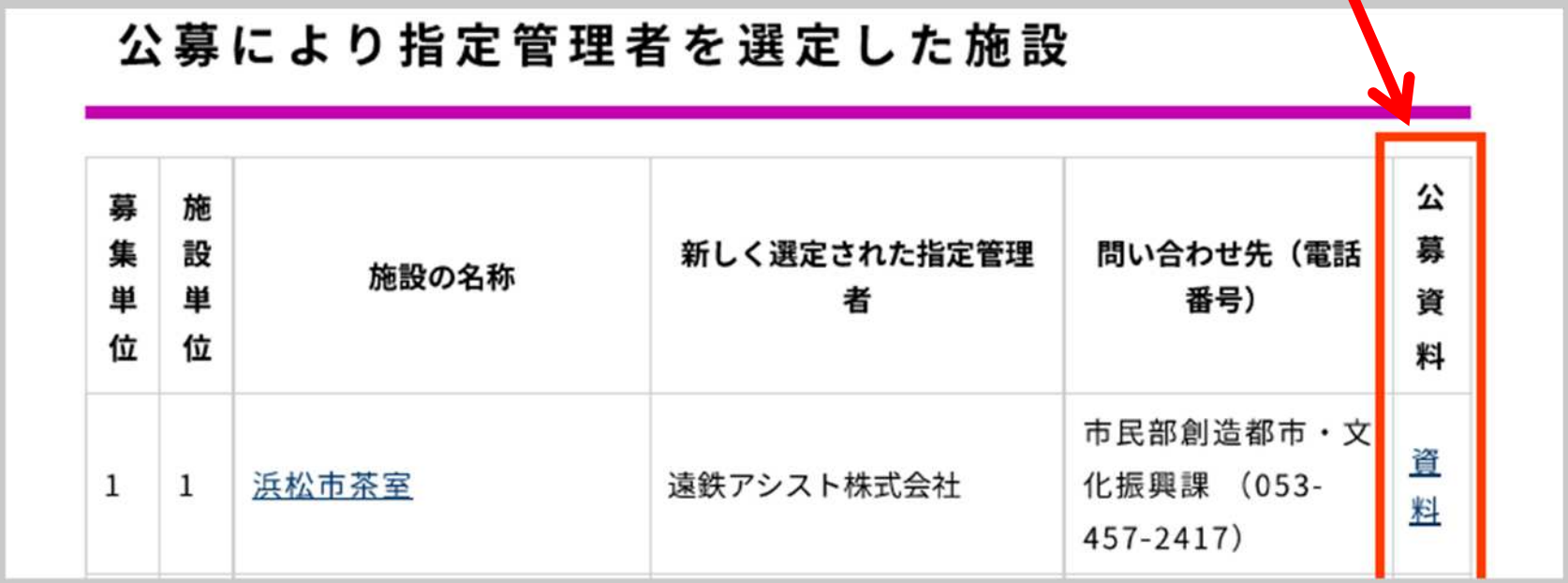
→ 募集要項・仕様書等の作成に当たって、民間の競争原理、能力・ノウハウを最大限に発揮させるため、「仕様発注」のほか、民間の経営努力・創意工夫に対するインセンティブ（動機・誘因）となる「性能発注」も検討するよう記載

（2）今年度の取り組み　－過去の募集要項の公開－

【浜松市HPで過去の指定管理者募集要項を公開】

指定管理者の公募時における応募者増加のため、過去の指定管理者募集時のページを市ホームページ上に公開し、興味を持つ事業者がいつでも情報を手に入れることができる環境を整備

※ホーム ＞ 創業・産業・ビジネス ＞ 指定管理者制度 ＞ 公の施設における指定管理者制度について＞各選定年度のページにリンクを掲載



公募により指定管理者を選定した施設

募集単位	施設単位	施設の名称	新しく選定された指定管理者	問い合わせ先（電話番号）	公募資料
1	1	浜松市茶室	遠鉄アシスト株式会社	市民部創造都市・文化振興課　（053-457-2417）	資料

３．皆さまにお伺いしたい事項

① 最近の取り組みに対するご意見等

② 提案型本業務制度に対するご意見

③ 各施設の提案型本業務の種となるアイデア等